神奈川中央交通株式会社 定款

(2022年6月29日改正)

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、神奈川中央交通株式会社と称し、英文では、Kanagawa Chuo Kotsu Co., Ltd. と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - (1)自動車運送業
 - (2)自動車整備業
 - (3)自動車運送業の業務受託業
 - (4)自動車整備業の業務受託業
 - (5)自家用自動車運行管理請負業
 - (6)索道及び軌道業
 - (7)旅行業
 - (8)不動産業
 - (9)総合リース業
 - (10)介護保険法に基づく居宅サービス事業
 - (11) 労働者派遣事業
 - (12) 金融業
 - (13)経理事務及び給与計算、福利厚生等の一般事務の業務受託業
 - (14)発電及び売電事業
 - (15) ゴルフ場の施設経営及びゴルフ用品の販売
 - (16)娯楽、文化及び体育施設の経営
 - (17)温浴施設の経営
 - (18)ホテル、食堂及び喫茶店の経営
 - (19) 酒類、たばこ、食料品、菓子類、清涼飲料水、土産品等の販売及び売店の 経営
 - (20)映像ソフト、音声ソフト、映像音響機器の賃貸、販売及び書籍・雑誌販売の店舗の経営
 - (21) コンピュータ・システム及びソフトウエアの開発、製作及び販売
 - (22)農産物の生産、加工及び販売
 - (23)前各号の目的の達成に関連がある一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を平塚市に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1)取締役会
 - (2)監査等委員会
 - (3)会計監查人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、5千4十万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以 外の権利を行使することができない。
 - (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (4)次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元 未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求するこ とができる。

(株主名簿管理人)

- 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によ

- って委任を受けた取締役が定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿 及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社 においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

- 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。
- 2 臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。 (招集権者及び議長)
- 第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に 従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は 一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する 書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出 席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株 主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上 をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議 決権を行使することができる。
- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出し

なければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

- 第 19 条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。) は、7名以内とする。
- 2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

- 第20条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内 に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと する。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のう ち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監 査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満 了する時までとする。

(取締役会規程)

第22条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める取締役会規程による。

(取締役会の招集)

- 第23条 取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。
- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役等)

第25条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く

- 。) の中から代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の 中から取締役会長、取締役社長各1名を定めることができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役との責任限定契約)

第28条 当会社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規程)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会で 定める監査等委員会規程による。

(監査等委員会の招集)

- 第31条 監査等委員会を招集するには、会日の3日前までに各監査等委員に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。
- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を 開催することができる。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第32条 会計監査人は、株主総会で選任する。

(任期)

第33条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終の

ものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において、別段の決議がなされないときは、当該定時株 主総会において再任されたものとする。

(会計監査人との責任限定契約)

第34条 当会社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第 1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限 度として責任を負担する契約を締結することができる。

第7章 計 算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第37条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

(附則)

- 1 定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および第 16 条 (電子提供措置等)の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、2022 年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。
- 3 本附則は、2022 年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。